

函館市監査公表第37号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項および第4項の規定に基づき，都市建設部を対象として，定期監査を実施したので，その結果を同条第9項の規定により，別紙のとおり公表する。

平成29年11月17日

函館市監査委員 山 田 潤 一

函館市監査委員 植 松 直

函館市監査委員 斉 藤 明 男

函館市監査委員 松 宮 健 治

平成29年度 定期監査結果報告書

1 監査の対象部局

都市建設部

2 監査の対象

平成29年4月1日から平成29年7月31日までに執行された財務に関する事務およびその他の事務

3 監査の期間

平成29年8月31日から平成29年11月13日まで

4 監査の実施内容

監査にあたっては、上記事務が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているかについて、監査項目を定め、都市監査基準に基づき、諸帳簿等関係書類の検査のほか、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を行った。

なお、各監査項目における主な着眼点は次のとおり。

(1) 予算の執行

- ア 計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 会計区分、年度区分および予算科目は適正か。
- ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

(2) 現金取扱事務

- ア 現金出納員および現金取扱員以外の者が現金を扱っていないか。
- イ 現金出納簿は正確に記帳されているか。
- ウ 収納金は適切に保管され、遅滞なく指定金融機関等に払い込まれているか。

(3) 庶務的事務

- ア 職員の服務に係る手続きは適正か。
- イ 金券等の管理および使用ならびに諸帳簿の整備は適正か。

(4) 収入事務（行政財産使用料）

- ア 調定額の算定は適正か。また、計算に誤りはないか。
- イ 調定、減免、納入通知等の手続きは適正か。
- ウ 滞納状況の把握、記録および督促等は適切に行われているか。

(5) 支出事務（特定建築物耐震化支援事業費）

- ア 違法、不当または不経済な支出はないか。
- イ 支出決定は正当な権限者により行われているか。
- ウ 支払時期は適正か。

5 監査の結果

監査の対象とした事務は、概ね適正に執行されていたが、次のとおり改善を要する点が見受けられた。

(1) 指摘事項

ア 収入事務（行政財産使用料）

行政財産の目的外使用許可をするときは財務部へ合議（平成14年9月1日財務部長通知）するとされているところ、一部の使用許可について遺漏があったほか、使用料の減免について、行政財産の目的外使用の許可に関する事務処理要綱（平成3年4月1日施行）に定める減免申請書の提出がないまま手続きが進められていたことから、要綱等に則った適正な事務の執行を図られたい。

また、未納があった際には、地方自治法（昭和22年法律第67号）において「期限を指定してこれを督促しなければならない」とされているところ、所管課が送付している書面には納付期限の記載がなく、督促の要件を具備していなかったことから、法令に則った適正な事務手続きに努められたい。